

2019年リニューアル版「労働法速修テキスト講義」(講座説明)

1. 労働法速修テキスト講義の概要

(1) 入門講座(基礎講座)

本講座は、労働法をいちから学習する方も対象とした、労働法の入門講座です。

従いまして、本講座は、テキスト・解説だけで、労働法で合格答案、さらには上位答案(60点以上)を書く実力を身につけることができる内容になっています。

(2) 速修テキストには試験対策として必要な情報が集約されています

速修テキストには、司法試験対策として必要と考えられる①制度・条文、②論点の論証、③判例・裁判例(以下、これらをまとめて「判例」と呼びます)が集約されています。

労働法は、情報量が多い科目であり、厚めの基本書には1000頁を超えるものが複数あります。350頁程度の薄めの基本書もありますが、それだけでは試験対策として必要とされる知識(特に、論点・判例に関する知識)を習得することができません。

そこで、速修テキストでは、著名な基本書約10冊と判例集3冊を参照し、試験対策として必要と考えられる知識を約400頁でまとめています。

約180個の論点の論証も掲載されているため、速修テキスト1冊に、論文試験で必要とされる情報が集約されているといえます。

2. 労働法の科目特性

(1) 知識重視の出題

労働法では、現場思考型の問題が出題されることはほとんどない上、事案から論点を抽出することも比較的容易です。また、書き方で差がつく分野・論点も僅かです。そのため、知識があれば、合格答案、さらには上位答案を書くことができます。

逆に、現場思考による誤魔化しが通用しないため、一定の知識量がなければ、合格答案を書くことができません。

(2) 判例重視の採点

ア. 理論面

(7) 判例を踏まえた規範定立

労働法の採点では、判例を踏まえた規範定立が極めて重視されているため、判例の立場が明確である論点について、判例と異なる見解で答案を書くことは事実上あり得ないといえます。

例えば、平成24年以降の採点実感では、「優秀」の水準の答案として、「判例を踏まえて、的確な規範定立と当てはめを行って」いる答案が挙げられている一方で、「不良」の水準の答案として、「判例に対する知識に乏しく、…自己が暗記した内容を断片的に並べることに終始し

たり、規範を定立せずに単に問題文中の具体的な事実を列挙するにとどまる」答案が挙げられています。

また、平成 21 年の採点実感では、「判例の立場が明確である論点については、判例の立場によらないとしても、少なくとも判例についての理解を示すべきである」とあり、さらに平成 25 年の採点実感では、「判例を踏まえ、適切な規範定立及び当てはめができているかなどを重視した…。たとえ判例と異なる立場に立つとしても、判例で示された判断の枠組みに言及できていない答案は、これに言及している答案に比して、高い評価を得られないことを十分に認識してほしいところである」とされています。

したがって、試験対策としては、判例の立場で論証できるように準備しておけば足り、判例の立場と異なる見解については、判例の立場を理解するために必要な限度で学習するにとどめるべきであるといえます。

(イ) 考慮要素（下位基準）の定立

論点によっては、考慮要素（下位基準）まで定立する必要があるものがあります。

例えば、平成 23 の採点実感では、「判例が非組合員に対する一般的拘束力を例外的に否定すべき場合の判断基準として掲げる『著しく不合理であると認められる特段の事情があるとき』という基準には言及するものの、判示に係る具体的判断要素を挙げて事実を当てはめることができていない答案が相当数あった。」とされています。

もっとも、全ての論点について考慮要素まで記憶する必要はなく、ブルーのマーク（さらには、黒のアンダーライン）指示のある考慮要素さえ記憶しておけば足ります。

イ. 当てはめ

論点によっては、判例を踏まえた当てはめができるようになるために、「判例が、いかなる事実関係に着目し、その事実をどのような方向・表現で評価したのか」まで記憶するべきものもあります。

例えば、平成 23 の採点実感では、「主要な判例については、判例が着目した事実関係…を遺漏なく、正確に理解する必要があることに十分に配慮していただきたい」とされています。

もっとも、論文対策として記憶するべき判例の当てはめのポイントは限られていますから、マーク（さらには、アンダーライン）指示のある箇所さえ記憶しておけば足ります。

3. 論証集の使い方

(1) 論証集及び論証集講義の付属

速修テキスト講義には、論証集及び論証集講義が付属します。

論証集では、速修テキスト掲載の論証をぎりぎりまでコンパクトにしています。

論証集講義の内容は、速修テキスト講義の内容に包摂されますから、速修テキスト講義と別に論証集講義を受講する必要はないと考えます

以下では、論証集の使い方について紹介させていただきます。

(2) 論証集の使い方

ア. 速修テキストを一元化教材として使用する場合

この場合、速修テキスト講義を一通り受講した後に、論証集を参照しながら、速修テキストの論証をコンパクトなものに加工するという方法がおすすめです。

労働法では判例を踏まえた当てはめまで求められることがあることを踏まえると、判例の当てはめのポイントまで確認することができる速修テキストを一元化教材として使用して頂くことをおすすめ致します。特に、労働法で高得点を狙う方にお勧めの方法です。

なお、速修テキストの頁数は論証集の約3倍以上ありますが、重要度の高いページにだけ付箋を貼る／重要度に応じて色分けした付箋を貼るといった工夫をすることで、試験直前に効率的にテキストの重要部分を確認することが可能となります。

イ. 論証集を一元化教材として使用する場合

この場合、速修テキスト講義を一通り受講した後に、判例の当てはめのポイントなどを論証集の該当箇所にメモすることで、速修テキスト講義の重要部分を論証集に集約するという方法がおすすめです。

論証集の余白やメモ書きに要する時間を踏まえると、論証集に集約できる速修テキストの重要部分には限りがありますから、必要最小限度の勉強量で50点～60点を目指したいという方にお勧めの勉強法であるといえます。

ウ. 速修テキストと論証集の双方を一元化教材として使用する場合

双方を一元化教材として使用するという方法もあり得ますが、その際には、教材間の主従関係を明確にしておく必要があります。

4. 過去問・演習書の位置づけ

(1) 過去問

ア. 過去問に着手する時期等

速修テキスト講義を一通り受講した段階で、過去問を使い、①事案から論点を抽出し、②個々の論点の結論も含めて凡その正解筋をイメージできるかを確認してみましょう。①は、事案と論点を結び付けることに慣れるため、②は、主として論点の組み合わせや規範適用に慣れるためのものです。さらに、判例を踏まえた当てはめまで求められる論点については、③当てはめで使うべき事実を抽出し、正しい方向（さらには表現）による評価をイメージできるかまで確認するのが望ましいです。

過去問一周目の段階で、①～③を完璧にできる必要はありません。速修テキスト講義の情報を使うことに慣れるとともに、出来なかったという体

験をすることで、①～③の精度を高めるためにはこれからこういった勉強をする必要があるのかを考えることに意味があります。

イ. 過去問をやり込む必要性

前記 2 (1) の通り、労働法では、知識があれば、合格答案、さらには上位答案を書くことができます。

基本 7 科目と異なり、過去問をやり込むことで、論点抽出のための思考方法（特に、民法）や科目・分野ごとの書き方（特に、公法系・刑事系）を習得する必要性は高くありません。

私自身、受験生の頃は、労働法については、過去問の事案と出題趣旨・採点実感にざっと目を通し、出題傾向や頻出分野・論点の書き方に関する指示を確認しただけでした。

特に、第 1 問（労働保護法が主たる出題範囲）については、未だ出題されていない重要論点がたくさん残っていますから、過去問をやり込むよりも、ランク付けに従ってメリハリ付けをしながら速修テキスト掲載の論点を網羅的にインプットするほうが、確実な方法であるといえます。これに対し、第 2 問（労働組合法が主たる出題範囲）については、同じ論点が繰り返し出題される傾向が強いととも、第 1 問に比べて書き方まで習得しておくべき論点が多いため、過去問をやり込む必要性は高いといえます（とはいえ、基本 7 科目に比べると、やり込みの必要性は劣ります）。

(2) 演習書の位置付け

ア. 著名な演習書

労働法の著名な演習書としては、「ウォッチング労働法」（著：土田道夫ほか - 有斐閣）と「事例演習労働法」（著：水町勇一郎ほか - 有斐閣）の 2 冊が挙げられます。

前者の問題数は 40 問、後者の問題数は 51 問ですが、後者では同じ論点を取り上げられている問題が少なくないため、両者間で論点の網羅性に大きな違いはありません。

網羅性を重視するのであれば「事例演習労働法」、解説を重視するのであれば「ウォッチング労働法」でしょう。

仮に演習書までやるとしても、いずれか一冊に絞るべきです。

イ. 演習書をやる必要性

過去問に加えて演習書までやる目的は、主として、①事案から抽出したことのある論点を増やすことで論点抽出の確実性を高めることと、②過去問で出題されていない論点の当てはめの精度を高めることにあります。

もともと、労働法における論点抽出は比較的容易であるため、①のために演習書までやる必要性は高くありません。また、判例を踏まえた当てはめは、速修テキスト講義の解説及び過去問によっても習得できますから、②のために演習書をやる必要性も高くありません。

そのため、仮に演習書までやるのであれば、①・②という目的を明確に意識して、やるべき問題を選別するべきです。

5. 初学者の方が労働法速修テキスト講義を使って合格・上位答案に必要なとされるインプットを完了するために必要とされる時間の目安

労働法速修テキスト講義では、約 20 間で、約 400 頁のテキストを使い、マーク・アンダーラインの指示をすることにより、記憶範囲及びその優先順位を明確にしますから、200 時間ほどで、合格・上位答案に必要なとされる理解・記憶を完成させることができると考えます。

おおまかな時間配分としては、講義視聴及び前記 3 (2) の一元化作業に 60～90 時間、テキスト（又は論証集）の読み込みによる理解・記憶の定着に 110～140 時間（例えば、1 周目 30 時間、2 周目 20 時間、3 周目 15 時間、4 周目以降 10 時間以内、…）となります。

なお、私が言う「1 周」とは、記憶すべき事柄（主としてマーク箇所）を一つ一つ暗唱することで 1 頁目から最終頁まで到達する過程を意味しています。

6. ランク付け

(1) ランク付けの方法

速修テキスト講義では、2019 年までの出題傾向を踏まえて、2020 年の出題可能性を基準として、判例・論点ごとのランク付け（A・B・C の 3 段階）を行います。

ランクは、テキスト右の余白にあらかじめ反映しています。

2020 年の試験終了後、出題傾向等を確認した上で、2021 年の出題可能性を基準としたランクの修正を行います（受講ページにレジュメをアップロード致します。）。

(2) ランク付けの意味

以下は、ランクごとの大まかな意味です。

ア. 論点

A：理由付け・規範の双方につき、マーク箇所を正確に記憶する

B：マーク・アンダーライン指示のある規範さえ正確に書くことができれば、合格水準に達する

C：仮に出題された場合に備えて、論点の存在と解釈の結論（判例・通説の立場）を知っておけば足りる（判例・通説っぽい解釈の結論を書くことができれば、合格水準に達する）

イ. 判例

基本的に、論点と同じランク付けになりますが、両者のランク付けがずれることもあります。

論点と判例とでは、A ランクの意味が異なります。A ランク判例だからと言って、事案・要旨をすべて記憶しなければならないというわけではありません。A ランク判例であっても、記憶すべき事案・要旨は、ごく僅かです。

そのため、インプットの際には、ランクよりも、マーク・アンダーライン指示を基準にして頂きたいと思います。

7. マーク・アンダーラインの指示

(1) マーク・アンダーラインの指示の方法

リニューアル前の講義では、マーク・アンダーラインの色・箇所を口頭で指示しておりました。

リニューアル版では、内容面に関する説明を充実させるためには講義における形式的な説明をできるだけ減らす必要があるとの考えから、マーク・アンダーラインを反映した動画を別に用意いたします（マーク・アンダーライン済みのテキストをPDF化→PC画面録画→受講ページに動画をアップロード）。

そこで、受講者の方々には、上記動画を視聴してマーク・アンダーラインを済ませてから、本編の動画を視聴して頂くことになります。

(2) マーク・アンダーラインの意味

ア. 4色のマーカー・ボールペン

事前に、ブルー・ピンク・オレンジ・グリーンのマーカー、黒・青・赤・緑の4色ボールペンを購入して頂きたいと思います。

なお、下記のウ・エの色分けが、これまでのご自身の色分けと整合しない場合には、ご自身の色分けに従って頂ければと思います。

イ. マークとアンダーラインの違い

マーク箇所の方が重要です。まずはマーク箇所から優先して記憶し、マーク箇所の記憶が定着してきたら、アンダーライン箇所まで記憶範囲を広げます。

マーク箇所は、必ず、正確に記憶する必要があります。これに対し、アンダーライン箇所は、余力があれば、ある程度不正確でも構わないから記憶しておくというイメージです。

ウ. マークの色分けの意味

ブルー：テキストの記述のうち、最も正確に記憶する必要があります。

主として、定義、判例・学説の規範（考慮要素を含む）、条文知識などです。

判例の当てはめのうち、下位基準に属する部分について使うこともあります。

原則・例外のうち、原則部分について使うこともあります。

ピンク：条文の趣旨、論証の理由付け、判例の当てはめ（積極方向の事実・評価）などです。

オレンジ：反対説、反対利益、判例の当てはめ（消極方向の事実・評価）などです。

原則・例外のうち、例外部分について使うこともあります。

グリーン：問題意識、テクニカルタームなどです。4色の中で、最も使用頻度が低いです。

エ. アンダーラインの色分けの意味

黒：条文知識、論点の結論、余力があれば記憶してほしい規範（下位基準

を含む) などです。

青：条文の趣旨、論証の理由付け、当てはめ（積極方向の事実・評価）
などのうち、余力があれば記憶してほしいことです。

原則・例外のうち、原則部分について使うこともあります。

赤：反対説、反対利益、判例の当てはめ（消極方向の事実・評価）など
のうち、余力があれば記憶してほしい箇所です。

原則・例外のうち、例外部分について使うこともあります。

緑：問題意識、テクニカルタームなどです。ほとんど使うことがありま
せん。